相続または贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する「個人住民税の特別給付金」の支給申請のご案内

市税務課

平成22年7月の最高裁判決を受けて、遺族が相続などで年金として受給する生命保険金の税務上の取り扱いが変更となりました。

過去5年以内の各年分は、これまで「所得税」（税務署）および「住民税（市・県民税）」（市役所）の還付を、申告に基づき実施しています。

これに加えて、税務署は、過去5年を超える年分についても、平成12年分以後の各年分を対象として、納め過ぎとなっている所得税に相当する額を特別還付金として支給する制度を創設しました。（詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください）

そこで、彦根市でも平成13年度（平成12年分の所得）以後の「住民税」で納め過ぎとなっている額に相当する金額を、「個人住民税の特別給付金」として支給することになりました。

対象

保険年金所得に対する取り扱いの変更に伴い、彦根市に納め過ぎとなっている個人住民税相当額を有する人

対象年度

平成12年分（平成13年度課税）以後、過去5年間を経過したことにより、地方税法で還付することができない年度

※彦根市以外で課税されている年分は対象外です。

必要書類など

申請書の提出時に、次の書類を確認させていただきます。（彦根市の審査に必要な書類はコピーを頂戴します）

▼所得税の特別還付金の支給決定等通知書

▼所得税の特別還付金の額の計算明細書

▼保険証券の写し

▼（申請者が相続人である場合）相続人代表であることを証する書類

▼印鑑（認印可）

▼税務署に提出した「特別還付金」の請求書控え

次の書類は手元にあれば、お持ちください。

▼税務署への請求時に添付した特別還付金の額の計算の基礎となる金額その他の事項を証明する書類

▼対象となる保険年金の受給額および受給期間などが分かる書類（保険会社からの通知書等など）

▼住民税納税通知書その他所得および課税状況が分かる書類

▼該当する年分の所得税の確定申告書の控え

申請期限

平成25年3月29日(金)

その他

●申請受付期限内に申請されない場合は、給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

●税務署による所得税の「特別還付金」がある場合でも、住民税相当額の給付金が0円となる場合があります。（税率・計算式等が異なるため）

申請・問い合わせ先　市税務課市民税係☎30-6140番、FAX22-1398番

彦根市技能取得訓練事業補助金のご案内

市商工課

雇用の安定と労働力の質的向上に寄与するため、新たな技能・資格などを取得することを目的として、技能取得教育訓練を受講する場合に、費用の一部を助成します。

対象　市内に居住する人で、次の要件を全て満たす人

▼不安定な職業に従事している、または離職中である人で、訓練で新たに技能などを取得し、安定した職業に就くことを希望する人

▼職業安定法に基づく公共職業安定所の公共職業訓練のあっせんを受けていない人

▼雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給要件に該当しない人

▼国の求職者支援制度の訓練・生活支援給付金を受けていない人

▼申請時点で年収見込みが200万円以下の人

▼過去にこの制度による補助金を受給していない人

補助対象となる訓練

(1)厚生労働大臣が指定する教育訓練講座

(2)その他、市長が適当と認める訓練

①フォークリフト運転技能講習（最大荷重1t以上）

②床上操作式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重5t以上）

③小型移動式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重1～5t未満）

④玉掛技能講習（つり上げ荷重1t以上のクレーン等）

⑤高所作業車運転技能講習（作業床の高さ10m以上）

⑥ショベルローダー等運転技能講習（最大荷重1t以上）

⑦ホームヘルパー養成研修2級

補助金額　経費の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）

問い合わせ先　市商工課☎30-6119番、FAX24-9676番

中小企業の経営・労務相談に応じます

中小企業労務管理相談センター

中小企業の事業主への支援を行うため、「中小企業労務管理相談センター」が設置されました。

「販路拡大の方法について知りたい」「給与制度・給与体系を見直したい」などの経営・労務に関する相談について、専門家がワンストップで対応する無料窓口です。

問い合わせ先　中小企業労務管理相談センター（滋賀県社会保険労務士会事務所内）（大津市打出浜2-1　コラボしが21 6階）☎077-526-9981番

医療費が高くなったら…［高額療養費］

認定証は更新が必要です

医療機関への支払いを自己負担額までとすることができます

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

国民健康保険に加入している人が、高額の医療費を支払う場合、これら認定証の発行を受けることで、設定された自己負担限度額までにできる制度です。（保険適用外の部分は自己負担が必要です）

認定証は毎年申請が必要です

認定証の期限は、毎年7月末日までで、毎年申請が必要です。すでに認定証を持っている人で、8月以降も引き続き継続を希望する人は、申請をしてください。

申請窓口　市保険年金課、支所、各出張所

申請に必要なもの　国民健康保険証、印鑑（認印）

問い合わせ先　市保険年金課☎30-6112、FAX21-2220

高額療養費の自己負担限度額（70歳未満）

※回数は、診療月以前の1年間における高額療養費の支給回数を表します。

適用区分	所得区分	3回目まで	4回目以降	入院時の1食あたりの食事代	
A	上位所得者 同一世帯の全ての被保険者について、年間所得額の合計が、600万円を超える世帯に属する人	15万円＋（医療費－50万円）×1%	83,400円	260円（標準負担額）	
B	一般 上位所得者・住民税非課税世帯のいずれにも該当しない人	80,100円＋（医療費－26万7千円）×1%	44,400円		
C	住民税非課税世帯 同一世帯の世帯主および全ての被保険者が住民税非課税の人	35,400円	24,600円	90日までの入院 210円	90日を越える入院 160円

高額療養費の自己負担限度額（70歳以上）

※低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの区分のいずれにも該当しない人は、申請の必要はありません。

区分		外来	入院時の一時負担金	入院時の1食あたりの食事代	
低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主および全ての被保険者が住民税非課税の人で、他の所得がない人（年金収入のみの場合は80万円以下）	8,000円	15,000円	100円	
低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主および全ての被保険者が住民税非課税の人	8,000円	24,600円	90日までの入院 210円	90日を越える入院 160円

高齢受給者証の更新のご案内

市保険年金課

70歳から74歳の人には、保険証のほかに高齢受給者証を交付しています。現在お持ちの高齢受給者証は、7月31日(火)以降使用できなくなります。

新しい高齢受給者証は7月に送付します。8月になっても、新しい高齢受給者証が届かないときは、お問い合わせください。

問い合わせ先　市保険年金課☎30-6112番、FAX21-2220番

電気使用安全月間 8月1日(水)～同31日(金)

関西電気保安協会

経済産業省では、夏場に電気事故が多く発生するため、毎年8月を「電気使用安全月間」と定め、電気事故を防ぐための全国的な運動を展開しています。

皆さんもいま一度、身のまわりの電気安全について考えてみましょう。

※電気の使用安全について無料相談を行っています。

問い合わせ先　一般財団法人関西電気保安協会滋賀支店彦根営業所☎23-0354番、ホームページ http://www.ksdh.or.jp/